

## 京都府議会基本条例案要綱（中間案）に対する 御意見等の概要と御意見等に対する考え方

- ◆ 意見募集期間      平成22年10月20日～平成22年11月19日
- ◆ 意見提出件数      61件（提出者数 18人）

御意見等		御意見等に対する考え方
事項	概 要	
全般	市町村議会にも参考となる条例であり、理念にとどまらず、具体的な手法も示していただきたい。	<p>○府議会に先行して、議会基本条例を制定された府内市町村もあります。また、条例は、それぞれの議会が地域や団体の状況を踏まえながら議会の基本的な運営などを規定するものです。</p> <p>○議会基本条例には、理念を規定するものや具体的な取組を規定するものがあります。府議会が定めようとする基本条例は、将来をも見据えながら、府議会の基本的な理念や運営の基本を規範として定め、策定後には、条例に従いながら、改革に取り組んできた既存の施策の実行やその時期にあった効果的な施策を実行していくこととしています。</p>
	議会の理念として、真の地方自治の確立のために議会の権能が発揮され、活性化されることに期待する。	○議会基本条例の理念を議会全体で共有しながら、地方自治の本旨の具体化や真の地方自治の確立を目指して、議会の権能を最大限に発揮していくことに努めます。
	議会基本条例が制定された後にどのように議会が変わっていくのかが見えず、具体的に規定してはどうか。	<p>○この条例は、二元代表制を駆使して真の地方自治の確立等を目指し、府民福祉の増進と京都府の発展を図るための理念等を定めるものです。</p> <p>○府議会は、これまでから、開かれた議会、議会機能の強化など、様々な改革に取り組んできました。そして、これらの実績を基盤にした基本条例を策定しようとするものです。今後は、条例に従い、不断の改革を行いながら、時機にあった効果的な取組を実施していきます。</p>
	条例制定後の府議会の目指すべきビジョンを示していただきたい。	○府議会の目指す方向は、住民自治を原則とする団体自治の運営、真の地方自治の確立、府民福祉の増進、そして、京都府の発展に取り組むために、議会と知事の二元代表制による京都府を責任を持って運営することです。
	中間案策定前の改革や取組との対比が示されると、条例の内容がより理解しやすい。	<p>○開かれた議会、議会機能の強化など、これまでの様々な改革を基盤にして、この条例を策定しようとするものです。</p> <p>○これまでの改革の取り組みは、府議会のホームページでもご覧いただけます。</p>

<p>中間案は、条例の規範的な部分を列挙しただけで、内容も努力規定が多く、具体的にどう議会を改革するのか、議会の意思が見えてこない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○府議会は、これまでから、様々な改革の取り組みを実践してきました。そして、その改革の実績を確固たるものとし、更に制度として発展させるため、今回、基本条例として定めようとするものです。</li> <li>○これまでの改革の取り組みは、府議会のホームページでご覧いただけます。</li> <li>○今後とも、条例に沿って、効果的な取組を実施し、また、その取り組みの広報にも努めます。</li> </ul>
<p>議会活動として新たな取組が府民に見えるものでなければならず、その取組については検証が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本条例により、今後も不断に議会改革に取り組みます。</li> <li>○取組や議会の活動の積極的な情報提供を行い、府民に身近となる議会の運営を図ります。</li> </ul>
<p>基本条例制定の後には、条例に基づく議会の行動計画を立てて、その状況を第三者が評価し、報告するようなことが求められるのではないかと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○今後も不断に議会改革に取り組みます。</li> <li>○取組や議会の活動について、積極的な情報提供を行い、府民の皆様から御意見をいただきながら、検証、検討したいと考えます。</li> </ul>
<p>議会機能アップツールを明示するか、条例と同時進行で議会機能をアップするツールを策定する委員会を立ち上げる等具体的な手法を明示すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議会の機能強化に向けた取組は、これまでから、様々な形で取り組んでいます。</li> <li>○常任委員会の機動的な開会は、毎月常任委員会を開会するもので、府議会特有の機能強化に向けた取組として既に実行しているものです。また、議決事件の拡大によって、事務事業の執行に対する議会の関与の拡大を図っております。</li> <li>○機能強化に向け、引き続き、不断の改革に取り組んでいきます。</li> </ul>
<p>条例に違反した議員に対する罰則規定まで盛り込まなければ、自律した議会の形成は実現しないのではと危惧する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○この条例は、議会、議員の活動等の理念を定めるもので、罰則をもって強制するものではありません。</li> <li>○条例に基づく取組の内容を積極的に情報提供しながら、府民の皆様からのご意見をいただきたいと考えています。</li> </ul>
<p>毎月常任委員会の実施、一問一答方式の採用などのこれまでの議会改革については、市町村議会にとっても参考となり、評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事務事業の執行状況の点検・監視や課題解決の提案のため等の毎月常任委員会の実施、わかりやすい質問方法などの実行により、議会の権能や機能の強化を図っています。今後も着実に取り組み、積極的に情報提供していきます。</li> </ul>
<p>車の両輪に例えられるが、大きさが異なりすぎであり、執行機関をチェックする車と言うならハンドルが議会の役割ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議決権を持つ議会と執行権を持つ知事が、責任を分担しながら、それぞれの権能を發揮して京都府の運営を行うことが、この条例の大きな趣旨です。</li> </ul>
<p>府議會議員は、地元の議員はまだしも、全体ではどのような議員がどのように活動しているのか身近に感じられない。議会の理念を定めるに当</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○府民の皆様が身近に感じる議会となるよう、様々な取組を行っています。</li> <li>○府民の皆様が議会の活動に参画できる機会の確保に努めるとともに、この条例に基づく取組その他</li> </ul>

<p>たつては、府民にその存在や活動内容がよく分かるような取組の方向を示していただきたい。</p>	<p>議会の活動を積極的に情報提供していきます。</p>
<p>条例の制定により、条例に則って実行される議会の姿が見えれば、府民もより府政への協力ができるのではないか。</p>	<p>○様々な手法を活用しながら、府民の皆様が、身近に感じていただける議会を目指します。</p>
<p>男女共同参画の視点が抜けているのではないか。</p>	<p>○男女共同参画の重要性は十分認識しています。 ○この条例は、議会の基本的な運営等を規定するものです。</p>
<p>同時期に行政側の基本条例が検討されているが、双方をいかに府民に理解していただくかが重要であり、そのための手法・発表方法を考えられたい。</p>	<p>○知事と議会の2つの機関が、運営の基本に係る条例を、同時期に制定することは、全国でも初めてです。 ○この2つの条例を基本に、責任ある団体自治、京都府の運営を行おうとするものです。</p>
<p>言葉を選びながら表現されているが、その意図が府民には伝わりにくく、府民目線で規定されてはどうか。</p>	<p>○普遍的な理念を表現するもので、専門的な用語を使用する場合がありますが、具体的な取組を推進し、その内容を公開や広報する中で、府民の皆様の理解を得て行きたいと考えます。</p>
<p>「権能」、「権限」と「機能」や「発展」と「強化」といった類似する用語の使い分けについて府民には理解しにくいのではないか。</p>	<p>○「権能」は法に基づいて行使できる議会の権力能力を指し、「権限」は法に基づいて議会が行うことのできる範囲を指します。 ○「発展」は京都府や議会の権能がより進んだ段階に移っていくこと、また、「強化」は議会の持つ機能を更に高めていくことです。 ○府民の皆様により身近で分かりやすい議会を目指します。</p>
<p>二元代表制の意味がよく分からない。誰が誰を代表しているのか。議会が府民を代表しているという意味か。選挙で選ばれるというのであれば、議会は選挙区から選ばれる議員の集合体なので、議会が府民を代表しているというのは不正確ではないか。</p>	<p>○府議会の議員と知事は、府民の皆様によって直接選挙されます。 ○京都府の運営は、府民の皆様により直接選挙された議員による議会と知事との2つの機関によって運営されています。 ○知事は予算案の提案や事務や事業を執行する機関、府議会は予算を決定することや条例の改廃を決めるなど、京都府の意思を決定する機関です。 ○このことから地方公共団体の運営が「二元代表制」といわれるようになったものです。</p>
<p>条例の用語が専門的で、一定の自治の知識などがなければ、なかなか理解できないのではないか。条例として表現に制約があるのであれば、替わりに分かりやすい解説書の作成や、議員自らが府民に説明する機会の設定により、より分かりやすく、議員の存在も身近になるのではない</p>	<p>○普遍的な理念を表現するもので、専門的な用語を使用する場合がありますが、具体的な取組を推進し、その内容を公開や広報する中で、府民の皆様の理解を得て行きたいと考えます。</p>

	か。	
	同じような内容が違う項目に出てくるので、解りにくい。	○基本条例は、府民の皆様に議会全体が理解いただけるよう、議会の基本理念や活動の原則、運営の内容など、全てを定めようとするものです。
前文	地方議会の役割として、執行機関とともに、自治体の運営に携わっていくことが求められ、前文に「団体自治」を表現してはどうか。	○「住民自治」の原則による「団体自治」の運営が基本と考えます。 ○ご意見を踏まえ、前文の表現を修正しました。
前文その他	地方自治の本旨、住民自治、団体自治といった従来の憲法、地方自治法の内容について、府民にわかりやすい表現を新たな概念等でできないか。	○「地方自治の本旨」については法律上の定義はありませんが、住民自治を原則とする地域の運営が図られることで、時代の変化、住民の皆様の価値観の変化によって、その内容や運営も変化していくものと考えます。 ○府議会は、住民自治の原則に基づく団体自治によって、京都府を運営していくこととしています。
第2 基本理念	国及び市町村との基本的な関係の確立を図ると規定されているが、基本的関係についてどのように考えているか。(2件)	○国、市町村、府の関係は、地方自治の本旨に基づいて、適切な役割分担を踏まえたものでなければなりません。 ○市町村は住民の方々に一番近い基礎的な行政を行う役割、府はその市町村を広域的な立場から補完し府域全体の最適を目指す役割をそれぞれ担うものと考えます。 ○府民・住民の皆様の福祉の向上を図るためには、市町村と府がそれぞれの役割を分担しながら、一体となって取り組む必要があります。 ○国の役割は、地方公共団体の住民の方々ために備えなければならない最低限の生活環境基準を保障することなどと考えます。 ○市町村と府は、地方自治が真に保障されることや自立できる地方自治の実現に向け、国に対して権限や財源の移譲を強く求めていくことが必要と考えます。
第4 議会の活動の原則 第6 議員の活動の原則	「透明性の向上」や「府民の信頼の確保」など規定の内容は当然のことで、「努める」というより「責務」のほうが相応しいのではないか。	○議会や議員の「使命」とは果たすべき活動、「努める」とは規定の実現に常に取り組むことを表現しています。
第5 議員の使命	このような基本条例の内容を実行していく思いを持った方に議員となっていたらいい。	○府民の皆様や府域の全体を考えながら、条例に定める議会や議員の使命、活動の原則に沿った活動を展開するものです。 ○条例は議決によって決定するものです。 ○議会や議員は条例を踏まえた活動や取組を行わなければならないものです。
	議員は、自分の選挙区、支持層のこ	○府民の皆様の「意思」を的確に府政に反映させる

	とだけではなく、府、日本の将来のために、どうすべきかを考えるとともに、選挙で苦しくなる主張もできる議会・議員であるべき	<p>ことを議員の使命の一つとしています。</p> <p>○「多様な意見」は様々で具体的な要請や要望です。</p> <p>○「府民の意思」は、府民の皆様総体の思いなどで、そうした思いをくみ取る活動が必要と考えます。</p>
第6 議員の活動の原則	府民の意思を十分に把握した上で、議会でしっかりと議論することはよいことだと思う。	○府民の意思を的確に把握し、その反映を図るための審議を行って、必要な意思を決定することが議会の使命と考えます。
	議員の倫理に関して、自主的に取り組む姿勢を明らかにしてはどうか。	○条例の「議員の活動の原則」において、議員が倫理的な責任を負う立場にあることに鑑みて、識見を持った活動や不断の研鑽に努めることを規定しています。
第8 府民と議会との関係	政策形成や議会の政策提案能力・機能の強化に際しての府民やNPOとのパートナーシップの視点が重要であり、条例に位置付けられたい。	<p>○議会の政策の提案や立案等に当たっては、府民の意思を把握するために、必要に応じ、府民の皆様や各種の団体をはじめ、NPOの方々などのご意見をお聞きするため、参考人制度の活用等参画の機会の確保を図ることとしております。</p> <p>○また、調査研究のための機関を設置する場合には、議員や府民の皆様などで構成することとしています。</p>
	議会活動の説明や府民の意見聴取の手法として、現地現場主義の観点から議会報告会の開催を明確に規定してはどうか。	
	議会の府民に対する説明責任を果たし府民の声を直接聴くため、議会報告会を実施すべき。	
	急速なスピードで環境が変化する時代にあって、変化に取り残されずに政策提案ができるよう、経済団体や各種団体との意見交換の機会を増やしていただきたい。	
	議会自らの取組として、多様な府民の意見を把握するため、懇談会や意見交換会の開催など意見を聴く機会を充実されたい。	
	議会の各委員会が、テーマを設けて府民と意見交換をする機会を持つなど、府民がもっと議会と意見交換ができるようにしてほしい。	
第9 広報広聴機能の充実と府民の意見	HPやテレビなどの媒体で情報提供されているが、府民に議会・議員の活動に関心を持っていただくための手法を考える必要がある。	<p>○これまでからインターネットやテレビによる放映など、開かれた議会への取組を行っていますが、更に、様々な広報媒体の活用などによって、府民の皆様への議会活動の情報を提供していきます。</p> <p>○府民に身近な議会を目指し、条例に定める議会や議員の活動の原則に基づく取組を展開します。</p>
	多くの府民に改革の成果を理解して	○これまでの改革の実績について、様々な機会や多

	<p>いただけるよう、インターネット以外の媒体を用いて、PRを充実していく必要があるのでは。</p>	<p>様な媒体の活用によって、積極的に発信していきます。</p> <p>○広報活動は、デジタルデバインドにも配慮して行います。</p>
	<p>二元代表制の概念をとってみても府民に理解されているのか疑問であり、どう理解していただくかが重要である。</p>	<p>○今、議会と知事が、同時期に基本条例の策定を目指しています。</p> <p>○議会基本条例の制定が、議会の基本理念や活動の原則などを府民の皆様に理解いただく絶好の機会と考えます。</p>
	<p>予算執行の過程で府民の意見が取り入れられる方法はないのか。</p>	<p>○毎月開催する常任委員会で予算執行の状況などを点検するために、常任委員会の毎月開会を実施しております。</p> <p>○議会や議員が府民の皆様の意見や意思を踏まえ、この委員会で審議し必要な施策の実現に向けた提案を行うことができます。</p> <p>○府民の皆様に代わって、点検や監視、評価、また、政策の提案を行うことが議会の使命と考えます。</p> <p>○知事部局でも、府民公募型公共事業など予算執行過程で直接府民意見を採用する手法も行われています。</p>
第10 透明性の向上	<p>現在の紙媒体(府民だより)での広報は、ほとんど広報していないのも同然。選挙時における府民の選択の資料となるよう議員個人名での議会発言を掲載し採決における議員個人の賛否を少なくとも公開すべき。</p>	<p>○条例では、「会議の公開、論点を明確にした審議の充実等の取組を推進することにより、透明性の一層の向上に努める」と規定しています。</p>
	<p>議員活動に費やされる税金について、もっと府民に分かるようするとともに、費用に見合った活動をお願いします。議員の活動をチェックする仕組みや、議員活動の仕分けが必要では。</p>	<p>○議会が実施した活動については、その内容等をホームページ等で積極的に情報提供しておりますが、活動状況について府民の皆様からのご意見をいただきたいと考えています。</p> <p>○議員の活動として議員が交付を受けた政務調査費の使途に関しては、現在も、議会の図書館で収支報告書の閲覧ができます。また、これらについて、条例では、議員の説明責任を規定しています。</p>
	<p>現在、本会議・委員会の傍聴に当たっては、受付で住所・氏名の記入が求められているが、それらは廃止すべき</p>	<p>○緊急時の連絡用として住所及び連絡先を記入していただいています。</p> <p>○現状は、様々な人々に傍聴いただける環境を整えております。</p>
	<p>本会議・委員会の傍聴者には、討議資料を配布すべき</p>	<p>○委員会については、現在も討議資料を配付しています。</p> <p>○本会議については、議会図書館において、資料の閲覧ができます。</p> <p>○また、議案などは、あらかじめ、京都府議会や京都府のホームページで閲覧することができます。</p>
第11	<p>議会は、知事の役割を尊重するとあ</p>	<p>○ご意見のとおり、知事とは緊張感のある関係を保</p>

議会と知事との関係	るが、そのとおりであり、そうでないとうまくやっていけない。	っていくことが必要で、その前提として、知事の役割を尊重することが必要であると考えています。
	府民福祉の増進を議会と知事の共通の目標としているが、目標が共通であることにより、互いに意見を出し合い、よい対策を練ることができ、よいことだと思う。	○議会は知事とともに府民福祉の増進を目指し、知事等の施策及び事務事業をしっかりと点検、監視及び評価し、また、課題解決に向けた政策の提言や提案を積極的に行います。
	議会が府民を代表するのであれば、いろいろな問題について、議員相互で討論をした上で、個々の議員や党の意見ではなく、議会の総意として知事に質問し、意見をいうようにすべきではないか。	○議員は、多様な意見、府民の皆様の意思、選挙された立場を踏まえて、議会での審議に参画し、合議制の機関である議会は、そうした活動を通じて京都府の意思を決定するものです。 ○また、議員相互で討議をしたものを、議会の総意として、提言、決議等により、知事や政府の関係機関等に対し、積極的に議会の意思として発信しています。
第12 事務事業等の点検、監視及び評価	議会の監視・評価・点検等の機能の一層の強化が必要であり、また、その趣旨を盛り込んでいただきたい。	○知事等が執行する施策及び事務事業の点検、監視及び評価を議会の責務と位置付け、必要に応じて知事等に対して適切な措置及び対応を要求することなどを規定しています。 ○引き続き、議会の重要な権能である監視機能の発揮に努めます。
	第12の2で「適切な措置及び対応を講じることを求める」とあるが、どういう意味か。単に「意見を述べる」ということにとどまらないと思われるが、知事に強制するということであれば、知事の権限を侵すことにならないか。	○予算委員会、決算委員会で審議した結果、議会として、具体的に「意見、提言」として知事に提出し、その対応を求めるものとして規定したものです。
第12 事務事業等の点検、監視及び評価 第13 政策の提言及び提案	公益サービスの新たな提供手法として、行政と府民、NPOとの協働が取り入れられているが、単なる安上がりの行政になっていないか等、パートナーシップのあり方を議会がチェックされたい。	○府民との協働、連携が、適切に行われているか、しっかりと点検、監視、評価等を行っていきます。
第13 政策の提言及び提案	府民のいろいろな意見も聞きながら、議会としての政策提案能力を強化していただきたい。	○議会の政策提案能力を高めていくことが、議会の機能の強化に結びつくものと考えます。 ○条例では、積極的な政策の立案（第13の1）や調査研究の実施に努めることを規定しています。
	聴取した府民や団体の意見をもとに、政策を策定し、その実現の手段としての条例化を議員立法でしてほしい。	○府民の皆様の意思を踏まえ、政策の提言や提案を行い、事業として実現させることが、議会に求められる役割です。 ○政策提言や提案には、議会の審議を通じて行うことや、議員による条例策定、決議や意見書など、

		多様な手法があり、最適な方法で、政策の実現に努めます。
	第13の議員提案の条例は必要なことだと思うが、知事はその条例をうまく運営できるよう、きちんと調整をしながら条例作りをする仕組みが必要ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議員が提案した条例であっても、事務事業の実施などは、知事等の執行機関です。ご意見のとおり、執行を見据えた条例の策定が必要です。</li> <li>○具体的な立案や策定に当たっては、知事等の執行機関と必要な協議や調整を行いながら進めます。</li> </ul>
	政策の立案に関しては、執行機関が責任を負うべきものであり、議会の機能として重視すべき事項なのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○二元代表制の中で、議会は執行権を持たないからこそ、場合によっては条例制定権を使い、執行機関に政策の実現を求めていくことも必要であると考えています。</li> </ul>
第17委員会	委員会の開催頻度が増えることにより、議会と行政が深く効率的に議論ができて良い取組である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○毎月常任委員会の開催により、年度を通じ、直近の事務事業の執行状況の報告や説明を求め、点検や監視等が適時適切に行え、また、喫緊の課題解決に向けた提案や提言などを行うことができます。</li> <li>○また、参考人からの様々な実際の話をもとにした議論を行って、政策の調査研究を更に深化させることにつながっています。</li> </ul>
	毎月常任委員会の具体的な効果はどのようなものか。	
第18審議の充実	議会での審議の充実については、常に求められる重要な事項である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多様な方式による議員の質疑や質問、議員相互による討論の実施などで真摯な議論の展開を行うとともに、議案等に関する必要な資料要求などを行いながら、審議の充実を図ります。</li> </ul>
第20調査研究	府民の課題を的確に把握することは必要だが、そのための海外視察などは不要である。歳費などが出ていると思うがその範囲で賄うなど、費用をかけずに、的確な政策提言ができるよう頑張っていたきたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○積極的な政策の提言や提案など、議会の機能強化に向け、適時、適確に必要な調査研究を実施し、調査の結果は、広報媒体を通じて府民の皆様にご報告します。</li> <li>○必要があると認めるときは調査研究のための機関を設置することを規定しています。</li> </ul>
	議会に附属機関を設置すべき(審議会や事業仕分け等をイメージ)	
第24議会図書館	議会図書館の位置付けが、限定的過ぎではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方自治法に基づき、議員の調査研究に資するために設置しているものです。府民の皆様にもご利用いただけます。</li> </ul>
第26条例の見直し	第26の条例の見直しは、必要であれば見直すが当たり前で、必要か。それとも、今定める内容は暫定的な内容なのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○この条例は、議会の基本的な事項を規定するもので、暫定的なものではありません。</li> <li>○しかし、時代の変化によって、社会や府民の皆様の価値感も変わることも予想されます。</li> <li>○普遍的な規範として定めることとしておりますが、社会情勢の変化等に応じ、柔軟、かつ、的確に見直すことを府民の皆様にお示ししているものです。</li> </ul>